

第 33 回省エネ小委員会への提言

令和 3 年 4 月 30 日

一般財団法人日本エネルギー経済研究所

理事長 豊田 正和

第 33 回省エネ委員会における発言に加えて、省エネ余地を有する民生部門に関して、以下やや詳しく提言させていただきます。

1) ZEB について

省エネポテンシャルを有する ZEB について、2020 年の目標を概ね達成したとしているが、目標自体が低いのではないか。すなわち、現在の目標が、「学校や病院といった新築公共建築物等について、用途・規模別の計 8 区分のそれぞれ一棟」とされているところ、これでは、不十分である。2030 年までには、新築建築物の平均で ZEB を達成するには、相当な努力が必要である。また、2025 年には ZEB の普及に向けた具体的な進展が見えていないといけないうる。この点を踏まえ、

- 公共建築物で率先した導入ができるよう、非密集地における原則 ZEB 化をお願いしたい。
- スtock対策として、ZEB が推進できるよう、既築建築物での対策としては、ZEB 基準を緩和する等の対応が必要ではないか^(注1)。
- ZEB 所有者側へのインセンティブとして、助成措置以外に、容積率の緩和などの規制緩和の実施、固定資産税の減免、減価償却期間の短縮の導入を検討願いたい。施主にとって、メリットが複数あって、ようやく ZEB 化への動機付けとなりうるため、こうしたインセンティブの提供を検討願いたい。

注 1: ZEB 定義では、基準と比較して、省エネで 50% 節減を行うこととされている。既存 Stock での ZEB 推進に向けて、50% 節減まで行かなくても、指定した技術が導入されていれば ZEB 扱いとすることをご検討いただきたい。設計値ではなく、実測値で ZEB を承認するといった対応があるといった方法が考えられる。新築のように窓の位置を変えず、また、確認申請をやらずに推進となると、大掛かりな工事ができないため、新築とは違う実態に見合った形での評価をし、その上で、さまざまなインセンティブと組み合わせ、既築建築物の ZEB 化を推進していただきたい。

2) ストック対策について

建築物については、断熱改修を含めたストック対策を強化いただきたい。業務部門の省エネ改修としては、空調改修のみがエネルギーミックスの省エネ目標として計算に反映されている。更なる深掘りとして、空調に加え、断熱改修も含んだ定量的な目標を設定し、市場を誘導いただきたい。なお、欧州諸国では、改修に際しても新築と同等相当の厳格な省エネ基準の適合を義務化、遵守されない場合の罰則といった制度が形成されている。

ZEH・ZEBについては、エネルギーミックスの試算上、新築建築物における省エネ基準適合の推進に含まれている。これを、新築建築物の別項目としてZEH・ZEBに関する定量的な省エネ目標を設定してはいかがか。特に、ZEBについては、既存建築物の改修による省エネポテンシャルが大きいことを踏まえ、新設・改修を含むZEBによる省エネ目標を設定し市場を誘導いただきたい。

3) エネルギーマネージメントについて

エネルギーマネージメント技術であるBEMS・HEMSの導入進捗は、芳しくない評価となっている。BEMSについては、新築の10,000平方メートル以上の大型建物では標準的な技術として導入されているものの、中小建物での導入が課題である。家庭でのHEMS導入についても費用対効果が不透明である点が課題である。省エネの深掘りとして期待されるBEMS・HEMSの普及拡大に向けた実証事業、助成措置の拡充、エネルギー小売事業者等のサードパーティを活用した省エネ診断と併せたBEMS・HEMSの導入が必要ではないか。なお、電力・ガス等の欧米の事例ではエネルギー小売事業者が消費者の囲い込みとして、HEMSを設置する場合などある。加えて、英国では政府主導で、消費者に購入を動機付けるHEMS機能の普及促進に向けた実証事業を行なっている。

また、事務局資料「2050年カーボンニュートラルの実現に向けた需要側の取り組み」16ページに中小企業に対するさらなる支援拡充として、省エネ診断の実施が記載されている。これについて、産業部門のみならず、業務・家庭部門を対象とした省エネ診断の実施が期待される。

4) エネルギー供給事業者等による省エネ改修等の推進について

上記の点に関連し、同じ資料の 26 ページに、「エネルギー供給事業者等による省エネ改修等の推進」として、従前より提言申し上げてきたことを反映くださり、感謝申し上げます。特に、エネルギー管理に関するノウハウを有する事業者は、建設業やメーカー等、多岐にわたる。こうしたステークホルダーをサードパーティとして巻き込み、省エネ診断を行うとともに、設備投資を促進するといった対応が必要である。その際、設備投資が持続的に実施されるよう、電力料金等での上乘せ回収など、提案されている内容を実施いただきたい。

5) 賃貸住宅の省エネルギー性能向上

本年 4 月から新築住宅の施主に対して、省エネ性能に関する説明の義務化が始動したことを歓迎する。今後はこれを賃貸にも拡大するなど、省エネ建物の市場価値の向上を推進いただきたい。

例えば英国など、賃貸物件であっても省エネルギー性能を満たしていないものは、賃貸を禁止するといった規制がある。すなわち、日本でも賃貸住宅オーナーに賃貸物件の省エネラベル取得を促し、その性能の説明を義務化するような制度を導入から始め、省エネ性能の悪い物件の賃貸を将来的には禁止するような強力な措置を実施してはいかがか。